

# SIGFOX サービス利用規約

株式会社オージス総研（以下「当社」という。）は、当社から京セラコミュニケーションシステム株式会社（以下「KCCS 社」という。）が提供する SIGFOX サービスの利用を受けるものに適用される SIGFOX サービス利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定める。

サービスの利用を希望するものは、サービス利用規約、AWS サービス利用規約、本規約及び当社が提供するサービス毎に定める各種サービス基本仕様書（以下「各種サービス基本仕様書」という。）のうち提供を受けるサービスに関するサービス基本仕様書に同意した上で、当社に利用の申し込みをするものとする。

当社は、サービス利用規約第3条に基づき当社とサービス利用契約（以下「利用契約」という。）を締結した者（以下「契約者」という。）に対して、サービス利用規約、AWS サービス利用規約、本規約及び各種サービス基本仕様書に基づき SIGFOX サービス等及び当社サービス（以下、あわせて「本サービス」という。）を提供するものとする。

## 第1章 総則

### 第1条 (SIGFOX 利用規約)

契約者は、KCCS 社が、KCCS 社のインターネットホームページ上に掲示している SIGFOX サービス約款等の利用規約、規約、ポリシー、ガイドライン等（以下、KCCS 社による変更後の SIGFOX 約款等を含めて「SIGFOX 約款等」という。）の内容に同意し、KCCS 社に対して SIGFOX 契約約款等を遵守するとともに、契約者は、SIGFOX 契約約款等と同等の義務を当社に対して負うとともに、当社との関係においても本規約及び SIGFOX 契約約款等を遵守するものとする。但し、本規約において、契約者に適用されないことが明示されている場合は、この限りでない。

### 第2条 (適用関係)

1. 当社のサービス利用規約、AWS サービス利用規約、本規約、各種サービス基本仕様書の内容が矛盾抵触する場合は、各種サービス基本仕様書が優先的に適用され、次に、本規約、AWS サービス利用規約、当社のサービス利用規約の順に、それぞれの内容を適用するものとする。
2. 本規約に定めのない事項（例えば以下の事項があるがこれに限られない。）については、サービス利用規約及び AWS サービス利用規約の定めに従うものとする。
  - ① 利用契約の申込方法、申込の承諾
  - ② 当社からの通知（通知の方法）
  - ③ 業務委託（再委託）
  - ④ 必要事項の届出
  - ⑤ 報告義務
  - ⑥ 権利義務の譲渡

- ⑦ サービス料金の支払い方法
- ⑧ 遅延損害金
- ⑨ 秘密情報の管理、個人情報の利用
- ⑩ 反社会的勢力の排除
- ⑪ 準拠法、合意管轄

3. 前項の場合、サービス利用規約及びAWS サービス利用規約における「本規約」には、本 SIGFOX サービス利用規約を含むものと読み替えることとする。

【KP：貴社の規約に回した部分については当該規約を確認頂く必要があるため、主要な部分については、明示されている方がユーザー（及び改訂時）にわかりやすいと思い、例示いたしました。】

### 第3条 （規約等の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがある。かかる変更を実施する場合、当社は、サービス利用規約に定める通知の方法で契約者に対して提示するものとし、当該提示が行われた後に契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の本規約に規定される料金その他の提供条件を適用する。
2. 当社は、本サービスに関する技術仕様その他の提供条件の変更を行うことがある。当社は、これに伴い契約者その他第三者が何らかの費用の支払いを要することになった場合であっても、その費用を負担する義務を負わない。

### 第4条 （用語の定義）

本規約においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用する。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路(通信用回線を含む)その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
SIGFOX 社	低消費電力で通信を実現する低スループット無線通信の世界的な基地局ネットワークオペレータであるフランス共和国法人である SIGFOX. SA 及びその関連会社
SIGFOX サービス	低消費電力で通信を実現する低スループット無線通信ネットワークを活用した IoT 機器向けの情報収集・配信サービスであって、本規約等に基づき、当社が自らの責任において運営し、提供するサービス
サービス用無線端末	SIGFOX サービスに用いるためのチップ、モジュール等を内蔵したデバイスその他の無線通信を行うための電気通信端末
サービス用無線基地局設備	サービス用無線端末等との間で SIGFOX サービスにかかる電波を送り、又は受けるための電気通信設備

用語	用語の意味
SIGFOX クラウド	SIGFOX ネットワークに接続する回線数、サービス料金に関する料金プランの選択その他の個別の契約事項の申込、サービス料金の計算等を行うための SIGFOX ビジネスサポートシステム(以下「BSS」という。)、サービス用無線端末の登録、サポートサービスの提供等を行うための SIGFOX オペレーションサポートシステム(以下「OSS」という。)等から構成されるシステムであって、SIGFOX サービスに関する情報を管理、運用するために SIGFOX 社が運営し、当社及び契約者に提供されるクラウドシステム
BSS オーダー	BSS を介して行う、契約者から当社に対する、SIGFOX ネットワークに接続する回線数、当該回線の利用期間、サービス料金に関する料金プランの選択、その他の SIGFOX サービスの利用にかかる個別の契約事項の申し込み
サービス利用アカウント	当社から契約者に対して付与される、契約者が SIGFOX サービスを利用するにあたり必要となる SIGFOX クラウドを利用するための権限
SIGFOX ネットワーク	SIGFOX クラウド、サービス用無線基地局設備、バックエンド回線その他の付属する電気通信設備から構成される SIGFOX サービスを提供するための電気通信網
SIGFOX データ	契約者による SIGFOX サービスの利用によりサービス用無線端末より取得または収集されるデータ (SIGFOX クラウドに蓄積される情報、別途当社が指定する契約者の SIGFOX データフレーム、Geolocation(Atlas)サービスの提供のために取得されるサービス用無線端末の位置情報を含む)
提供エリア	契約者が SIGFOX サービスを利用することができる地域
国際ローミング	サービス用無線端末が、日本国外の国際ローミングが可能な区域に在圏していることが確認され、そのサービス用無線端末から SIGFOX ネットワークに接続があった場合に、その通信をその国際ローミングにかかる提供エリア内の日本国外の SIGFOX ネットワークに接続する機能
サービス料金	本規約等に基づき、契約者が SIGFOX サービスを利用するために当社に支払う料金の総称
サービス料金等	サービス料金その他、SIGFOX サービスの利用に関して生じる費用その他契約者の当社に対する支払債務の総称
料金表	当社が定めるサービス料金に関する料金プラン、料金項目、その他サービス料金に関する事項を体系的に表示した文書
消費税	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
事業法	電気通信事業法(昭和 59 年 12 月 25 日法律第 86 号)

## 第 5 条 (対象ソフトウェア等の知的財産権)

1. 当社、KCCS 社又は SIGFOX 社により開発された、本サービスの提供又は利用するためのソフトウェア、マニュアルその他の資料等(以下「対象ソフトウェア等」という。)

に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権及びその他一切の権利（以下、総称して「知的財産権」という。）は、当社、KCCS 社又は SIGFOX 社に帰属又は留保されるものとする。

2. 契約者は、本サービスの利用に際して、当社、KCCS 社又は SIGFOX 社その他の第三者の知的財産権を侵害し、又はトラブル等を発生させないものとする。

#### 第6条 （対象ソフトウェア等の目的外利用の禁止）

1. 契約者は、対象ソフトウェア等を、本サービスを利用する目的に限り使用できるものとし、当該目的以外には使用できないものとする。
2. 契約者は、対象ソフトウェア等について、翻案、翻訳、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブル等を行わないものとする。

## 第2章 本サービスの提供

#### 第7条 （サービス利用アカウントの管理）

1. 契約者は、当社から付与されたサービス利用アカウントを自らの責任において厳重に管理する義務を負うものとする。
2. 契約者に付与されたサービス利用アカウントによって行なわれた SIGFOX クラウドの操作、情報の入力又は削除等に関しては、契約者の承諾又は認識の有無を問わず、全て契約者による行為とみなされるものとし、当該行為にかかる効果又は責任は、全て契約者に帰属するものとする。なお、契約者は不正使用に起因する全ての損害につき自ら責任を負うものとする。
3. 契約者は、サービス利用アカウントが第三者によって不正使用された場合、直ちに当社に連絡するものとする。
4. 当社は、サービス利用アカウントの漏洩又は不正使用等が発生した場合、強制的にサービス利用アカウントを変更又は使用中止等を行うことがある。この場合、当社は、契約者にその旨を通知する。
5. 当社は、サービス利用アカウントの漏洩又は不正使用等から生じた損害について、その責任を負わない。
6. 契約者は、サービス利用アカウントの漏洩又は不正使用等により当社に損害を与えた場合、当社にその損害の全てを賠償するものとする。

#### 第8条 （サービス運営上必要な情報の利用）

1. 当社、KCCS 社及び SIGFOX 社は、本サービスの適正な運営において必要な範囲内で、契約者による本サービスの利用により収集される情報（SIGFOX データその他の SIGFOX クラウドに蓄積される情報を含む。）を日本国の内外を問わず利用することができるものとする。
2. 本条の規定は、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとする。

## 第9条 (本サービスに関する措置等)

1. 契約者は、本サービスにかかる通信に生ずる支障その他の理由により本サービスの利用ができなくなった場合、サービス用無線端末に故障等がないことを確認の上、当社に通知する。
2. 前項の通知を受けて当社が行った確認作業等の措置の結果、本サービスが利用できなくなった原因が契約者の責に帰すべき事由であることが判明した場合、契約者は、当社に当該作業に要した費用（消費税相当額を加算した額）を支払うものとする。

## 第10条 (利用契約の有効期間)

本サービス契約の有効期間は、契約者からの本サービス契約の申込を承諾した日から1年間とする。ただし、本規約等に別途定める規定に基づき利用契約が終了する場合を除き、その満了日の3ヶ月前までに、契約者から当社に対して利用契約の解約申込がない限り、その満了日の翌日から同一条件で自動的に1年間更新されるものとし、以降の更新時においても同様に取り扱うものとする。

## 第11条 (契約者が行う利用契約の解約)

1. 契約者は、利用契約を解約しようとする場合、当社所定の書面により3ヶ月前までに通知するものとする。
2. 契約者は、本条に基づき利用契約を解約した場合において、料金表の定めに従い違約金の支払い義務を負う場合がある。

## 第12条 (当社が行う利用契約の解除)

1. 当社は、第26条（禁止事項）第2項の規定により本サービスの利用を停止された契約者が相当期間内にその事実を解消しない場合、利用契約を解除できるものとする。
2. 当社は、第26条（禁止事項）第2項の規定により当社が本サービスの利用を停止した場合において、当該停止の原因となった事実が本サービスの運営に著しい支障を及ぼすと当社が判断した場合、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用を停止しないで、直ちに、利用契約を解除できるものとする。
3. 当社は、前二項の規定により、利用契約を解除する場合、可能な限り事前に契約者に通知する。
4. 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合、直ちに利用契約の全部又は一部を解除できるものとする。なお、本条の定めは、当社から契約者に対する損害賠償の請求を妨げない。
  - ① 利用契約の締結後において、契約者がサービス利用規約に定める申込の拒絶事由のいずれかに該当することが判明した場合
  - ② 契約者に第27条（期限の利益喪失）各号に定める事由が発生した場合
  - ③ 契約者がサービス利用規約又はAWSサービス利用規約に定める解除事由に該当した場合
  - ④ 当社と当社が契約する事業者との契約に基づき、当社へのサービスの提供に関

する契約が当該事業者によって解除されたとき

5. 当社は、前各項により利用契約を解除したことにより、契約者が何らかの損害を被った場合といえども、契約者に対し何らの責任も負わないものとする。また、当社は、解除時において BSS オーダーが残存する場合、当該 BSS オーダーについて、当社の判断により失効その他必要な措置を行うことができるものとする。

#### 第13条 (本サービスの変更、休止又は終了)

1. 当社は、本サービスの全部又は一部を、変更、休止又は終了する場合がある。
2. 当社は、本サービスの全てを終了する場合、相当の期間の猶予をもって、その理由及び終了日を契約者に通知する。ただし、予測できない事由による KCCS 社又は SIGFOX 社からのサービスの提供が終了したことによる場合については、この限りではない。
3. 前各項の場合について、前条第5項を準用する。

### 第3章 契約者の義務

#### 第14条 (対象法令等の遵守)

1. 契約者は、電気通信事業法、電波法、ETSI (欧州電気通信標準化機構) 及び FCC ((米国) 連邦通信委員会) が定める規制、その他契約者サービスの運営に関して適用される日本国内外の全ての法令及びガイドライン等 (以下「対象法令等」という。) を遵守するものとする。
2. 契約者は、本サービスを円滑に運営するための当社からの要請に誠実に従うと共に、当社への協力を行うものとする。

#### 第15条 (競合事業、再販行為の禁止)

1. 契約者は、SIGFOX ネットワーク又は数 kbps 通信を行うために最適化されたデータ量を取扱う無線通信技術と競合するおそれがある ISM (Industry-Science-Medical : 産業科学医療) 帯域又は SRD (Short Range Device : 短距離デバイス) 帯域の公的低消費電力広域通信回線ネットワークを展開又は運営することを事業として行わないものとする。
2. 当社は、契約者が前項に違反した場合、当該違反した提供エリアにおいて契約者が送受信した通信を遮断できるものとする。
3. 契約者は、当社の書面による事前承諾を得ることなく、当社から提供される本サービスを使用して、本サービスの再販行為を行なわないものとする。

#### 第16条 (本サービスの利用上の制限)

1. 契約者は、当社の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービスを原子力産業、航空産業、兵器その他の軍需産業、その他高度な危険を伴うと判断される分野におけるサービスに供してはならないものとする。
2. 契約者は、前項の定め違反し、本サービスを前項に定める高度な危険を伴う分野におけるサービスに供し、その結果、何らかの紛争又は損害等が発生した場合、そ

の全てを自らの責任において対応し、賠償するものとする。

#### 第17条 (取引記録の作成、保管義務)

1. 契約者は、自らのサービスの提供にあたり、自らのサービスの目的（公益事業、エネルギー、トラッキング、測定、モニタリング、生活支援、遠隔治療、アクセス・コントロール等）に関する情報、当該目的を達成するために製作されたアプリケーションの機能及び技術上の特性（センサーの種別、関連システム、送受信方法等）に関する情報、その他別途当社が指定する情報を記録するものとする。また、契約者は、当社からの要請がある場合、契約者が当該要請を拒絶するのに合理的に正当な理由がある場合を除き、当該記録を当社に提出するものとする。
2. 契約者は、利用契約終了後3年間においては引き続き、前項に従い作成された記録（以下「取引記録」という。）を適切に保管するものとする。また、契約者は、当社からの要請がある場合、契約者が当該要請を拒絶するのに合理的に正当な理由がある場合を除き、当該記録を当社に提出するものとする。

#### 第18条 (契約者に対する改善要請、監査等)

1. 当社は、契約者によるサービスの内容、提供方法、その他の活動が本規約等の定め違反し、又はその疑いがある場合、いつでも契約者に対して事実関係の報告を求めること、必要に応じて改善を要請することができるものとする。契約者は、正当な理由がある場合を除き、直ちに、当該要請に従い必要な対応を行うものとする。
2. 当社は、前項に基づく契約者から当社への報告が行われなかった場合、又は当該報告によっては当社が必要とする情報を確認できないと合理的に判断する場合、利用契約の有効期間中及び利用契約の全てが終了後3年間においては引き続き、いつでも契約者に事前に通知を行い契約者の通常の営業時間中に、当社又は当社が指定する第三者をして取引記録に関する事項その他合理的に必要な範囲において、契約者に監査を行うことができるものとする。
3. 契約者は、前項の監査の実施中、当該監査の実施において合理的に必要な範囲（当社及び当社の指定する第三者が必要とする関連情報へのアクセスの付与、閲覧及び複写物の提供を含む。において、当社及び当社の指定する第三者に全面的に協力するものとする。
4. 前項に基づく監査の結果、契約者が本規約等に違反していることが判明した場合、当社は、判明した事実に関して契約者との協議を行い、その事実の発生に至る経緯に基づき、具体的な対応方法（例えば、当該監査の結果、契約者が本規約等のいずれかに違反し当社に何らかの損害が発生していることが判明した場合、当社は、本サービスを解除すると共に、契約者は、当該損害の発生に起因する経緯に基づき合理的な範囲内の損害賠償義務を負う。）を決定し、契約者に通知する。
5. 契約者は、正当な理由がある場合を除き、直ちに前項に基づく当社からの通知内容に従い、必要な対応を実施すると共に、当該監査にかかる、当社の指定する第三者に対して当社が支払うべき監査費用を負担する義務も負うものとする。

## 第4章 本サービスにかかる通信

### 第19条 (本サービスにかかる通信の利用条件)

1. 当社は、1のサービス用無線端末において、一定の時間内に前条に定める本サービスにかかる通信の技術仕様の数値を超える大量のデータが送受信される等により通信が著しく輻輳する場合、当該通信の利用を一時的に制限し、あるいは当該超過するデータの全部又は一部を破棄することができるものとする。
2. 当社は、本サービスにかかる通信中に電波状況が著しく悪化した場合、当該通信を切断することがある。
3. 本サービスにかかる通信は、当該通信中の電波状況の変動等により、送受信された情報等が破損又は滅失することがある。
4. 当社は、前三項による当社の対応により、契約者が何らかの損害を被った場合といえども、何らの責任も負わないものとする。

### 第20条 (本サービスにかかる通信の混信時の対応)

1. 当社は、サービス用無線端末により混信等が生じた場合、契約者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定するものとする。
2. 契約者は、電波法第56条に規定される、サービス用無線基地局設備及びサービス用無線端末等との間における、本サービスにかかる通信の混信その他の妨害を防止するため、当社が指示する内容に従い当社に協力するものとする。

### 第21条 (その他本サービスにかかる通信の制限)

1. 当社は、サービス用無線端末が必要な認証手続等を完了していない、又は認証手続にかかる技術適合基準等を満たしていないと判断する場合、そのサービス用無線端末からの本サービスにかかる通信の利用を制限する場合がある。
2. 当社は、本条に規定する本サービスにかかる通信の制限のために必要な場合、当該通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積等を行う場合がある。

## 第5章 国際ローミング

### 第22条 (国際ローミングの利用等)

1. 契約者は、本サービスの国際ローミングの提供エリア内において、国際ローミングを利用することができる。なお、国際ローミングの提供エリアは、SIGFOX社のインターネットホームページ上のカバレッジマップに従う。
2. 契約者が、国際ローミングを利用した場合、本サービスの利用料は、その国際ローミングにかかる外国の電気通信事業者又は当社の電気通信設備により測定する。
3. 外国の電気通信事業者が定める国際ローミングの提供エリア内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等、電波の伝わりにくい場所では本サービスを利用することができない場合がある。



4. 第1項の規定にかかわらず、利用停止等により本サービスを利用できない場合、又は電気通信設備の保守上あるいは工事上止むを得ない場合、国際ローミングを利用することができないことがある。
5. 前2項の規定によるほか、国際ローミングの利用については、外国の法令又は外国の電気通信事業者が定める契約、約款等により制限されることがある。

#### 第23条 (国際ローミング利用時のサービス料金)

契約者が国際ローミングを利用した場合のサービス料金は、SIGFOX クラウドにおいて計算されるものとし、その詳細については料金表により当社が定める内容によるものとする。

#### 第24条 (国際ローミングの利用制限)

1. 国際ローミングを利用する場合において次に該当する場合、1件のBSSオーダーにおいて未だアクティベーション（各契約回線で最初に発生する情報通信をいい、以下同じとする。）を実施していない回線について、アクティベーションすることができなくなる。
  - 1件のBSSオーダーで登録された総回線数を基準にして、アクティベーションを実施した国以外での国際ローミングの利用が、(i)当該総回線数のうちアクティベーションを実施された回線数の80%以上になり、且つ(ii)当該総回線数にかかる総通信量の90%を超過した月が12ヶ月間連続した場合
2. 前項の定めは、2019年2月28日まで適用されるものとする。なお、2019年3月1日以降の条件については、別途当社が定める条件によるものとする。

### 第6章 本サービスの提供停止、禁止事項等

#### 第25条 (止むを得ない事情による本サービスの提供停止又は制限)

1. 当社は、次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され当社において再開が可能となるまでの間、本サービスの提供を停止又は制限することがある。なお、当社は、別途当社が定める場合を除き、本条により本サービスを停止又は制限した期間にかかるサービス料金について、契約者に対して支払免除又は減額等の措置を行わない。
  - ① KCCS 社、SIGFOX 社その他当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止する場合
  - ② 技術上、又は本サービスの運営上、本サービスの提供を停止することが必要と判断される場合
  - ③ 火災、停電等の事故により本サービスの提供が不可能となった場合
  - ④ 戦争、暴動、騒乱等の人的要因により本サービスの提供が不可能となった場合
  - ⑤ 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供が不可能となった場合
  - ⑥ 司法、行政からの法令等の要請に基づく場合

- ⑦ その他本サービスの提供が不可能となった場合
- 2. 当社は、前各項の規定により本サービスの提供を停止又は制限する場合、事前に当該停止又は制限の理由、日時を契約者に通知するものとする。ただし、当社は、緊急止むを得ない場合、契約者への通知を行なうことなく直ちに本サービスの提供を停止することがある。
- 3. 当社は、第1項及び第2項により本サービスの提供を停止又は制限したことにより契約者が何らかの損害を被った場合といえども、契約者に対し何らの責任も負わないものとする。

## 第26条 (禁止事項、本サービスの提供停止)

- 1. 当社は、契約者に対して、次の各号に定める行為を禁止する。契約者は、いかなる場合においても当該禁止行為を行わないものとする。
  - ① 本サービスその他当社のサービスを利用して、当社又は他の契約者その他第三者の著作権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
  - ② 本サービスその他当社のサービスを利用して、当社又は他の契約者が運営するサービスを妨害又は侵害する行為
  - ③ 当社又は他の契約者その他第三者を誹謗又は中傷し、あるいは当社又は他の契約者その他第三者の社会的又は経済的な信用、評価、印象、名誉等に悪影響を与え又は毀損する行為
  - ④ 法令、監督官庁の指示、指導、ガイドライン等に違反する行為又は公序良俗に反する行為、第三者に何らかの不利益を与え又は迷惑を被らせる目的に基づいた行為、その他社会的に問題となる行為
  - ⑤ 不正アクセス、クラッキング、アタック等本サービスの運営に支障を及ぼす行為
  - ⑥ 本規約等に違反する行為
  - ⑦ サービス利用規約又はAWS サービス利用規約に禁止事項に違反する行為
  - ⑧ その他前各号に該当するおそれのある行為、並びにこれに類する行為又はこれを助長、誘発する等による幫助行為
- 2. 当社は、契約者が次の各号に定めるいずれかに該当する場合、該当事由が解消され当社により本サービスの提供再開が可能となるまでの間、本サービスの提供を停止できるものとする。なお、契約者は、当社が本サービスの提供を停止した場合においても、本条によりサービス料金の支払義務を免れないものとする。
  - ① 支払期日を経過したにもかかわらず、サービス料金を支払わない場合
  - ② 契約者が本サービスを利用するために使用する電気通信設備等がコンピュータウイルス等に侵害され、これにより当社又は他の契約者その他第三者に対しコンピュータウイルス被害を与える状況にある場合
  - ③ 前項各号の定めにより禁止される行為を行った場合
- 3. 前項の規定により本サービスの提供を停止する場合、前条第2項及び第3項を準用する。

## 第27条 (期限の利益喪失)

契約者及び当社は、自らが次の各号に定めるいずれかに該当した場合、相手方に対する債務につき当然に期限の利益を失い直ちに当該債務を履行する責を負うものとする。

- ① 本規約等の各条項（前条を除く）のいずれかに違反し、相手方より相当の期間を定めて是正の催告を受けたにもかかわらずなお是正されない場合
- ② 仮差押、差押、競売手続開始、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを行い、又は申立てられた場合
- ③ 解散決議をし、又は営業を廃止した場合
- ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形、自ら振り出した小切手の不渡りを1回でも出した場合等、資産、信用、支払能力に重大な変更を生じ、又は生じるおそれがあると判断される場合
- ⑤ 故意又は過失により相手方に重大な損害を与えた場合
- ⑥ 重大な過失又は背信行為があった場合
- ⑦ サービス利用規約に定める反社会的勢力の排除に関する定めに違反した場合
- ⑧ 相当期間に亘り契約者と連絡することが不能である場合
- ⑨ サービス利用規約、AWS サービス利用規約又は本規約に定める解除事由に該当したとき
- ⑩ 自らの事業の継続に重大な支障を及ぼすと認められる事実が発生した場合であって、その負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情がある場合

## 第7章 サービス料金

### 第28条 (サービス料金)

1. 本サービスに関する料金プランは、従量プランと、コミットメントプランの2類型とする。サービス料金は、オーダー料金、アクティベーション料金、利用料金の3類型とし、その内容と金額、その他詳細については、料金表に定めるところによる。
2. 契約者は、本サービスに関する料金プランを当社の定める方法により当社に対し申し込むものとし、当該料金プランに従い課金されるサービス料金を、当社に支払うものとする。

### 第29条 (サービス料金の変更)

当社は、経済情勢の変動又は不動産価格その他の諸物価の高騰、KCCS社及びSIGFOX社による料金の変更、その他本サービスの運営上必要な事由により、サービス料金が不相応となった場合、契約者に通知することにより、サービス料金を変更できるものとする。

### 第30条 (サービス料金の計算方法等)

1. 当社は、毎月末日付で締め切り、当月のサービス料金を料金表の定めに従い SIGFOX クラウドにおいて計算された数値に基づき算出する。
2. 当社は、オーダー料金、アクティベーション料金の日割計算は行わない。利用料金については日割り計算を行う。

3. 当社は、サービス料金の算出において、その算出結果に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てる。
4. 当社は、本サービスの運営上必要に応じて、前各項の定めを変更することがある。

### 第 3 1 条 (保証金)

1. 当社は、契約者が保証金を当社に預け入れることを条件に、利用契約を締結する場合がある。なお、保証金の額は当社が独自に定めるものとする。
2. 前項の場合、契約者は、保証金を別途当社が指定する期日と方法により支払うものとする。当社は、契約者が保証金の支払いを行わなかった場合、利用契約は成立しなかったものとみなし取り扱うことがある。
3. 当社は、利用契約が終了した場合において契約者が当社に弁済すべき債務の全てを履行したことが確認された場合、利用契約の終了後すみやかに、利息を付すことなく、契約者の銀行口座に振り込む方法により保証金を返還する。
4. 当社は、本サービスに関する債権の回収が困難であると独自に判断した場合、いつでも保証金を当社の判断に従い、該当契約者の債務の弁済に充当することができるものとする。当社は、本項に基づき保証金を債務の弁済に充当した場合、すみやかに契約者にその旨を通知する。
5. 契約者は、前項の定めに基づき保証金が債務の弁済に充当された場合、当社の定める期日までに、充当された保証金に相当する額を新たな保証金として当社に預け入れるものとする。

### 第 3 2 条 (相殺)

当社は、契約者に対して負っている金銭債務と、契約者が当社に対して負っている金銭債務とを、その債務の履行期の到来の有無を問わず相殺できるものとする。

## 第 8 章 損害賠償

### 第 3 3 条 (免責事項)

1. 当社は、利用契約に関して、本規約等に定める内容及び法令により許容されない場合を除き、何らの保証又は責任も負わないものとする。
2. 当社は、本サービスに関して、品質（伝送時間やサービス稼働率を含むがこれに限られない。）、完全性、正確性、有用性、特定目的への適合性、コンピュータウイルス等の侵入が無いことを含め、法令により許容されない場合を除き、何らの保証又は責任も負わないものとする。
3. 当社は、予見の有無を問わず、本サービスの利用により契約者が被った間接的損害、特別損害、派生的損害、結果的損害、逸失利益、本サービスの利用により契約者が管理又は保管するデータ等の喪失、その他本規約等に定めのない事項について、法令により許容されない場合を除き、その名目を問わず何らの責任も負わないものとする。

#### 第34条 (損害賠償の範囲)

1. 契約者及び当社は、契約者による本サービスの利用及び契約者又は当社による利用契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により何らかの損害（本サービスの品質等前条に規定する内容に起因する契約者の損害については前条によるものとし、本条の対象とならない。）を被った場合、相手方と協議の上、相手方に対し当該事由により被った通常かつ直接の損害についての賠償を請求できるものとする。
2. 前項において当社が契約者に賠償する範囲は、当該損害が発生した月の前月分のサービス料金の中の利用料金として、契約者が当社に支払うべき金額を上限とする。
3. 前項の規定にかかわらず、当社が契約する事業者の帰責事由により契約者が損害を被った場合には、当社は、当該事業者から受領した損害賠償額を、損害を被ったものと当社が認識した契約者の全数で除した金額を上限とする。

#### 第35条 (契約者責任)

契約者は、第三者間で紛争等が生じた場合、当該紛争等を自らの責任と費用負担において解決するものとし、当社に何ら不利益を被らせないものとする。また、契約者は、万一、当該紛争等により当社が何らかの損害を被った場合、当社に対して当該損害の一切を当社に賠償するものとする。

### 第9章 サービス用無線端末

#### 第36条 (サービス用無線端末の選択、利用、管理)

1. 契約者は、当社が選択し調達するサービス用無線端末に限り、本サービスにかかる通信の用（契約者が行う試験を含む、以下同じとする。）に供するものとする。
2. 契約者は、自らの責任と費用負担において、サービス用無線端末を管理する。
3. 当社は、契約者が、当社が選択し調達するサービス用無線端末以外の無線端末を利用した場合、何らの義務及び責任も負わないものとする。

#### 第37条 (サービス用無線端末にかかる確認試験)

1. 当社及び契約者は、当該サービス用無線端末にかかる確認試験を実施することが必要であると当社又は契約者が判断した場合、その必要とする理由を示し、別に定める方法により確認試験を実施するよう協議を申し入れることができるものとする。
2. 当社は、前項に規定する確認試験を実施する場合、契約者と、その試験の工程及び内容並びにその他の個別事項について、事前に協議を行い書面にて定めるものとする。
3. 当社及び契約者は、前項の確認試験の結果、本サービスの提供に関する正常性等を確認できなかった場合、相互に協力してその原因究明にあたるものとする。

#### 第38条 (サービス用無線端末の選択)

契約者は、当社が選択し調達するサービス用無線端末の種類の中から、本サービスにかかる通信の用に供するためのサービス用無線端末を選択し、必要数量、納期、納入場所

その他必要な事項とともに、当社の別に定める方法により、当社に申込するものとし、申込を当社が受領したことをもって、サービス用無線端末の選択の完了とする。

#### 第39条 (納期)

1. 当社は、申込書で定められたサービス用無線端末の納期を厳守するものとする。
2. 当社は、サービス用無線端末の全部又は一部を納期までに納入できない事由が生じた場合、又はそのおそれがある場合は、遅滞なくその旨を契約者に報告し、対応について契約者と協議するものとする。

#### 第40条 (納入、受領、引き渡し)

1. 当社は、申込書で定められた納入場所にサービス用無線端末を納入するものとし、契約者は、当社より納入のある都度、サービス用無線端末を受領し、同時に受領を証明する証票を当社に交付するものとする。
2. 契約者は、当社によるサービス用無線端末の納入後、3営業日以内に受入検査を行うものとし、当該受入検査において不合格品、数量不足又は過納品が発見されたときは、直ちに書面により当社に通知するものとする。
3. 前項の受入検査に合格したときに、契約者へのサービス用無線端末の引き渡しがあったものとする。
4. 当社は、契約者による受入検査の結果に関し、疑義又は異議のあるときは、契約者にその旨を申し出ることができるものとする。この場合、契約者及び当社は、協議のうえ解決するものとする。
5. 前三項の定めにかかわらず、当社と契約者との間であらかじめ受入検査を省略することとした場合、契約者は、当社が納入したサービス用無線端末を直ちに受領するものとし、契約者がサービス用無線端末を受領したときに、契約者へのサービス用無線端末の引き渡しがあったものとする。
6. 当社は、契約者から申込を受けた場合においても、契約者の代金の不払い、遅延又は遅延の申し入れ等、契約者の信用が損なわれる事由があるときは、出荷の制限又は停止等の措置をとることができるものとし、契約者はこれに異議を述べないものとする。なお、本項の措置は、本規約等に対する当社の契約違反を構成しないものとする。

#### 第41条 (不合格品の処置)

1. 前条第2項の受入検査の結果、サービス用無線端末に不合格品又は数量不足が発見された場合、当社は、両者協議のうえ決定した期日までに、当社の費用負担で代品又は不足数量分を納入するものとする。ただし、両者の協議により、別途対応内容を決定したときは、これに従うものとする。
2. 前項に基づく納入は、前条に定める手続に準ずるものとする。
3. 前条第2項の受入検査の結果、サービス用無線端末に不合格品又は過納品が発見された場合、契約者は、当該不合格品又は過納品を当社の費用で返品するものとする。ただし、契約者が特別採用を行う場合又は契約者が過納品を買い取る場合は除くも

のとする。

4. 契約者は、不合格品又は過納品を当社へ返品するまでの間、善良な管理者の注意をもって保管するものとし、契約者が当該不合格品又は過納品を保管する間に、その全部又は一部が滅失、毀損又は変質した場合、これによる損害は、契約者の負担とする。

#### 第42条 (特別採用)

1. 契約者は、受入検査の結果、不合格になったサービス用無線端末について、その不合格が些細な事由によるものであり、契約者の工夫により使用可能であると認めるときは、納入価格を値引きして引き取ることを当社に申し入れることができるものとする。この場合、当社が承諾し契約者がこれを引き取ったときに、契約者への当該サービス用無線端末の引き渡しがあったものとする。なお、納入価格は、両者協議のうえ決定する。
2. 前項に基づき納入された場合、当該不合格事由に関連して生じた損害は、契約者の負担とする。

#### 第43条 (所有権の移転)

サービス用無線端末の所有権は、当該サービス用無線端末の代金の決済があったときに当社から契約者へ移転するものとする。

#### 第44条 (危険負担)

サービス用無線端末の納入後、サービス用無線端末の引き渡しが完了するまでの間にサービス用無線端末の全部又は一部が滅失、毀損又は変質した場合、これによる損害は、契約者の負担とする。

#### 第45条 (サービス用無線端末の代金の支払)

契約者は、利用契約の終了、不可抗力その他理由の如何を問わず、第38条(サービス用無線端末の選択)に定める選択の完了後は、サービス用無線端末の代金の支払について、履行義務を免れないものとする。

#### 第46条 (瑕疵担保責任)

1. 契約者へのサービス用無線端末の引き渡し後6ヶ月以内に、サービス用無線端末に隠れた瑕疵(以下「瑕疵」という。)が発見された場合、当社は、契約者と協議のうえ当社の選択により、代品の無償提供、代金の返金もしくは減額、サービス用無線端末の無償修理又は修理費の負担のいずれかの処置をとるものとする。なお、「隠れた瑕疵」とは、取引上一般に要求される程度の注意をもってしても直ちに発見することができない、仕様を満たしていないことに起因する不具合をいう。
2. 前項の期間経過後は、当社は、サービス用無線端末につき、一切の責任を負わないものとする。
3. 第1項においてサービス用無線端末に発見された瑕疵が、次のいずれかに該当する

場合、当社は当該瑕疵に対する責任を負わないものとする。

- ① 契約者又は第三者が、当社の定める使用、保管等の諸条件（サービス用無線端末の仕様書、取扱説明書、カタログ等に記載された注意、警告を含むがこれに限らない。）に違反したことに起因する場合
  - ② 契約者又は第三者が、事前に当社の書面による許諾を得ることなくサービス用無線端末の改造、変更等を行ったことに起因する場合
  - ③ その他、契約者又は第三者の責に帰すべき事由による場合
4. サービス用無線端末の瑕疵、欠陥、不具合その他の納入後のすべての問題に関する当社の責任は本条に定める範囲に限られるものとし、当社は、本条に定める場合を除き、何らの義務及び責任も負わないものとする。

#### 第47条（知的財産権）

1. 当社は、サービス用無線端末、サービス用無線端末の製造方法、サービス用無線端末に組み込まれる部品もしくはプログラム等に関連し、第三者との間において、知的財産権上の紛争が生じた場合、理由の如何を問わず、何らの義務及び責任を負わないものとする。
2. 契約者は、サービス用無線端末、サービス用無線端末の製造方法、サービス用無線端末に組み込まれる部品もしくはプログラム等に関連し、第三者との間で知的財産権の侵害等の紛争が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに当社に書面で通知するものとする。
3. 契約者は、当社及び当社と契約関係にある第三者に対し、サービス用無線端末に関して、自ら又は契約関係にある第三者をして、自己が所有又は保有する知的財産権に基づく請求を行わないものとする。

#### 第48条（輸出管理）

契約者は、サービス用無線端末（部品、コンピュータプログラム、図面、取扱説明書等に含まれる技術を含む）又はサービス用無線端末を組み込んだ製品のうち外国為替及び外国貿易法及びその関連法令に規定された規制対象品（役務を含む）に該当する製品を日本国外に輸出し、又は輸出業者に販売する場合には、日本国政府及び関連する外国政府の関連法規を遵守し、契約者の責任と費用負担において関連政府に対する輸出許可申請書等必要な手続きを履行するものとする。

#### 第49条（損害賠償請求）

1. 当社及び契約者は、相手方の本章に定める条項の違反により損害を被ったときは、当該損害を相手方に請求することができる。
2. 本章に基づく損害賠償責任の範囲は、現実には生じた通常の損害であって、かつ損害賠償責任を負担すべき当事者の責に帰すべき事由に起因して直接発生した損害とし、間接損害（逸失利益を含む）、結果損害、派生損害、特別損害（特別の事情に関する予見可能性の有無を問わない）は含まれないものとする。また、当社が損害賠償責任を負う場合であっても、損害賠償額の総額は、契約者が当社に対し、サービス用



無線端末の代金として支払った合計金額を上限とする。

付則

初版 制定 2018年6月8日

第2版 施行 2018年10月1日